

マンションリフォームマネジャー制度を見直します！

～マンションリフォームマネジャー補の創設など～



2026年度試験より、マンションリフォームマネジャー制度を見直しますので、主な改正点をお知らせします。なお、本件に係る詳細情報は、3月下旬に2026年度試験の開催情報とともに公表する予定です。

1. マンションリフォームマネジャー補を創設します

マンションリフォームマネジャーは、学科試験と設計製図試験の両方に合格した者がその称号を使用することができます。今般、いずれか一方のみに合格した者(一部合格者)が使用できる称号として「マンションリフォームマネジャー補」を創設します。

■学科試験合格者：「マンションリフォームマネジャー補(ナレッジ)」
(専門的知識を有する者)

■設計製図試験合格者：「マンションリフォームマネジャー補(プランニング)」
(企画設計に係る能力を有する者)

なお、2022年度～2025年度の試験における一部合格者は「マンションリフォームマネジャー補」と認定し、称号を使用できることとします。対象者には別途連絡する予定です。

2. 試験免除期間の期限を撤廃します

一部合格者について設けている試験免除について、これまで4年間を期限としていましたが、今般、この期限を撤廃します。

なお、2022年度～2025年度の試験における一部合格者も、同様の扱いとします。

3. マンションリフォームマネジャーの検索・情報提供サイトを開設します

希望するマンションリフォームマネジャーについて当財団に登録ができるとし、マンションリフォームの専門家を探している消費者が、登録されたマンションリフォームマネジャーを検索し、必要な情報が得られるサイトを開設します。

また、登録者名簿(冊子)も作成し、全国の自治体の住宅関連相談窓口などに配架されます。

当該サイトは、マンションリフォームマネジャーに登録・公開の希望の有無を調査の上、2026年5月を目途に公開予定です。

※マンションリフォームマネジャー補は登録の対象とはなりません。

＜問い合わせ先＞

公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター リフォーム情報部 深谷、野村

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-7 九段センタービル3階

TEL:03-3556-5144 Mail:reform5144@chord.or.jp URL:<https://mrm.chord.or.jp/landing/>

マンション
リフォーム
マネジャー®